

第 1 6 1 1 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 3 年 10 月 11 日
自	13 時 30 分
至	15 時 30 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(承認事項)

第4号 令和4年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について（総務課）

第5号 職員の勤務時間に関する規程の一部改正について（総務課・学校企画課）

—————以上原案のとおり承認

(報告事項)

第39号 島根県教育委員会委員の任命同意について（総務課）

第40号 「しまね教育の日」について（総務課）

第41号 障がい者雇用の状況について（総務課）

第42号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

第43号 令和4年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について（学校企画課）

第44号 令和4年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について（教育指導課）

—————以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(承認事項)

第6号 県立学校事務職員（管理職）の人事異動について（総務課）

—————以上原案のとおり承認

(報告事項)

第45号 令和3年秋の叙勲内示について（総務課）

—————以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題
福間参事	公開議題
佐藤教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
舟木保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	2件
	協議事項	0件
	報告事項	6件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	河上委員	

承認第4号 令和4年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について（総務課）

○小畑総務課長 1の1ページをお願いします。これは教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等に係る主に行政職員を対象とした令和4年度定期人事異動方針の制定について、教育長に対する事務の委任等に関する規則の規定に基づき、教育長が10月1日に臨時代理を行ったので、御報告し承認を求めるものである。

1の2ページをお願いします。方針であるが、定期人事異動で相互に人の出入りがある知事部局の方針とすり合わせて教育委員会として必要な手入れをしたものである。方針の前文、知事部局版でも知事の思いを反映し策定されているが、教育委員会においても職員に求める資質、能力等については同様であるので、文章や表現は踏襲している。昨年度から、新型コロナウイルス感染症への取組の記述が加えられているが、今年度も同様に触れられた上で、更に7月及び8月の大雨被害の復旧へ全力で取り組む旨の内容を加えている。

1の3ページをお願いします。ここから内容に触れていくが、昨年度と比べて大きな変更はない。Iの全般的事項の1. 総括事項の①人事異動の基本的考え方にあるとおり、能力、実績及び意識姿勢に応じた任用を徹底することとし、適材適所の異動を行うこととしている。②年度中途の人事異動については、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症対策などに対応するため、任命権者を超えた職員応援が求められる場合は、年度中途であっても必要な人事異動を実施することとしている。⑤再任用職員の配置は、例年どおり再任用職員の能力、経験を勘案した業務分担等に配慮した配置に努めることとしている。

2. 異動の基準については、①同一所属の勤務年数等については3年を基本とするが、3年を超える人事配置も柔軟に行うこととしている。これも昨年度と変わらない。

1の4ページをお願いします。3. 重点事項の①女性職員の登用の考え方についても、昨年度と変わらない。その下の②教育行政全般に精通した職員の育成は、教育委員会独自のものとなっている。平成30年度の方針から続けて盛り込んでおり、今年度も載せているが、内容は昨年度と変わらない。1の5ページをお願いします。⑤人事交流の推進、⑥庁内公募の積極的活用、⑦公益法人等への職員派遣についても昨年度と同様の内容である。なお、昨年度は⑧として、被災地への派遣があったが、令和4年度に向けては、コロナの対応や県内の災害復旧への対応などもあり、削除したところである。

1の6ページをお願いします。Ⅱの個別的事項については、各職階ごとの異動の考え方を示しているが、このうち4. 非役付き職員について、1の7ページの②遠隔地への異動については、本県が抱える様々な行政課題を解決していくために、広く県土を理解することが必要不可欠であること、また、職員が地域の一員として県内各圏域の現状や課題を直接把握し、政策に反映する必要があることから、一部の職種を除き、企画員級、年齢でいうと40歳を超えたぐらいのところだが、その職に就くまでに遠隔地への異動を経験するルールとなっている。1の8ページには、この関係で別表1及び2を載せている。

以上が令和4年度の定期人事異動方針の概要である。今後この方針を踏まえて、職員から自己申告書の提出を受け、それを基に個別にヒアリングを行い、異動案を作成することとしている。例年どおり、3月の人事異動内示前には、改めてこの会議に異動案をお諮りする予定としている。

———原案のとおり承認

承認第5号 職員の勤務時間に関する規程の一部改正について（総務課・学校企画課）

○小畑総務課長 2の1ページをお願いします。本件は、教育長に対する事務の委任等に関する規則の規定に基づき、教育長の臨時代理により一部改正を行ったので、その内容について御報告し承認を求めるものである。

このたびの一部改正は2点ある。2の1ページの（1）勤務時間の割振り変更等に係る協議の見直し及び2の2ページの（2）休憩時間帯の変更の2点である。

まず、2の1ページの（1）勤務時間の割振り変更に係る協議の見直しについて御説明する。まずは改正前の運用であるが、公務上やむを得ず、標準的な勤務時間、平日午前8時30分から午後5時15分まで、とは異なる時間帯に職員を勤務させる場合は、所属長があらかじめ教育長に異なる時間帯への変更を協議し、承認を受けてから勤務時間の割振りを変更することができることとなっていた。ただ、その運用では、実態として、臨時又は緊急の必要がある業務について、前もって勤務が必要となる時間帯などを把握することが難しく、いざ手続きして勤務時間の割振りを変更したくても、あらかじめ教育長に協議することが困難な場合があった。今回の改正は、この課題の解決に向けてのほか、臨時又は緊急の場合でも求められる職員の時間外勤務の縮減、勤務間インターバルの確保に向けて運用を変更するため、勤務時間規程の改正を行ったものである。改正後の運用であるが、災害への対応その他やむを得ない事由によって、臨時又は緊急の必要がある場合に、1日

の勤務時間の長さは変更せず、始業時刻及び終業時刻を変更する割振り変更を行うときは、あらかじめの協議を不要としたところである。参考までに【勤務時間の割振り変更の例】として図を載せている。この図は、事案発生日とその翌日の2日間について、3パターンの勤務時間の割振りを示したものである。1番上のパターンは、臨時又は緊急の用務がない場合の標準的な勤務時間の割振りであり、1日目の終業時刻と2日目の始業時刻の間、いわゆる勤務間インターバルは、15時間15分確保されている。2番目と3番目のパターンであるが、臨時又は緊急の必要がある事案が発生したため、午後10時まで時間外勤務をし、その翌日も平時の勤務時間に加え、午後9時45分までの時間帯での対応が必要となった場合を想定として立てている。2番目のパターンは、規程の改正前で、教育長に事前協議ができなかったため、勤務時間の割振りを変更できなかったパターンで、その結果、2日目の対応が標準の勤務時間帯プラス午後9時45分までの時間外勤務となってしまったことを表している。そのことが影響して、勤務間インターバルについても、何もない時の1番上のパターンと比較すると5時間程度少なく、これと同じようなことが続けば、職員への心身への影響も心配されるところとなる。それに比べ3番目のパターンは、今回の規程の改正後の運用ということで書いているが、教育長への事前協議がないため、勤務時間の割振りの変更がスムーズに可能となり、図のとおり、2日目の勤務時間を午後1時から午後9時45分までにしたものとなっている。その結果、2日目は時間外勤務が発生しておらず、かつ、勤務間インターバルが一番上の標準パターン並みに確保ができているというところである。なお、事前協議なしで勤務時間の割振り等の変更ができる用務としては、災害対応のほか、新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザなどの感染症対策、議会対応などを対象と考えている。

2の2ページをお願いします。(2) 休憩時間帯の変更について説明する。表の右欄に記載しているとおり、教育庁等に勤務する職員の標準的な休憩時間は、勤務時間規程で正午から午後1時までと定められている。この休憩時間の時間帯を、コロナの感染拡大防止を目的として、職員が申し出た場合は30分前倒しを認めることができるよう改正したものである。県庁地下の食堂や周辺の飲食店では、アクリル板の設置や座席の間隔を開けたりなどのコロナ対策はとられているが、今回の改正で、普段飲食店等を利用する職員がその時間帯をずらすことで、密集状態が緩和され、さらなる感染拡大防止につながることを期待するものである。以上が今回の一部改正2点の概要である。

2 改正する訓令だが、職員の勤務時間に関する規程である。

3 改正内容については、概要は先ほど御説明したとおりだが、規程の改正自体は、2の3ページ及び2の4ページの新旧対照表を御覧いただきたい。簡単に内容に触れると、勤務時間の割振り変更等に係る協議の見直しは、第3条第3項の規定を新設したところである。対象となる用務、変更可能な勤務時間、事後報告の内容等の具体的な項目は、教育長が定める別の要領で定めることとしている。休憩時間の変更については、第5条の規定を新設したところである。時間、いわゆる30分前倒しなどや、その手続については、教育長通知で定めることとしている。今回の改正が影響する職員は、この教育庁の建物に勤務している職員や教育事務所等の職員である。なお、県立学校、図書館、青少年の家、少年自然の家など、それぞれ運営時間帯を持つ職場の職員については、勤務時間が標準の時間帯、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、ではそもそも規定されてなく、所属長が勤務時間の割振り等を行うこととなっている。また、これらの職場の職員については、従来から、職務の特殊性により、休憩時間を一斉に与えないことができるとなっており、これも所属長が設定することになっている。そのため、今申し上げた職場については、今回の改正2点の変更は影響せず、今までどおりの取扱いに変更はない。

2の2ページに戻っていただき、4 施行期日だが、9月10日付けで改正、施行したところである。なお、休憩時間帯の変更は9月10日から、勤務時間の割振り変更は10月7日から、それぞれ運用を始めている。

———原案のとおり承認

報告第39号 島根県教育委員会委員の任命同意について（総務課）

○小畑総務課長 3の1ページをお願いする。現委員のお一人の真田直幸委員におかれては、平成29年10月19日から教育委員をお務めいただいているが、その4年間の任期が来週18日で満了する。その後任の人事案件が、10月8日の県議会9月定例会の最終日に知事から追加提案され、同日、県議会の同意が得られたので、本日御報告するものである。

3の2ページをお願いする。この表の内容をもって議会に提案したところである。真田委員の後任は、原田雅史さんとなる。

3の3ページをお願いする。原田雅史さんの略歴を載せている。原田さんは松江市在住、県立の特別支援学校の校長や県教育庁では特別支援教育課長などを歴任された方である。県を定年退職されたのちは、新しい分野での人間関係づくりを意識してこられ、現在は松江城で観光ガイドのボランティアなどをされている。

原田さんの任期は、令和3年10月19日から4年間である。任期がスタートする19日に、知事から辞令交付の予定となっている。

———原案のとおり了承

報告第40号 「しまね教育の日」について（総務課）

○小畑総務課長 4ページをお願いします。県の条例で、11月1日を「しまね教育の日」と定め、続く7日までを「しまね教育ウィーク」としており、例年、この前後を含めて、県内各地で様々な教育活動が開催されている。昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、来場者数の制限や広い会場への変更、オンライン開催などにより、県民向けの文化祭や講演会などが開催された。その内容は、県のホームページで公開している。

今年の「しまね教育の日」に関する県教育委員会としての取組については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、フォーラムの実施に代えて、重要施策として進めているICTを活用した教育について紹介する動画を制作することとした。動画の内容については、これからの教育におけるICT活用の重要性や、小・中学校、高校、特別支援学校におけるICTを活用した指導方法の紹介などを考えている。制作した動画については、各県立学校、市町村教育委員会へ配布し、教職員や児童生徒、保護者等に視聴していただくこととしている。このことで、ICT活用が島根の子どもたちの教育の充実に資することをしっかり周知し、子どもたちや保護者など関係する皆様の理解が進むようにと考えているところである。なお、例年同時期に開催している教育功労者及び教育優良団体表彰並びに優れた教育活動表彰については、座席間隔の確保や換気の徹底など、十分な感染症対策を講じた上で、11月1日月曜日に開催する予定としている。

○朋澤委員 「しまね教育の日」は、「しまね」とついているので島根県の意味であろうが、この教育の日の実施というのは島根県独自のものなのか、それとも全国的に教育の日というものが各県で定められているのか。食育の日というのは、多分6月19日が全国的な日であると思うが、そのことを教えていただきたい。

○小畑総務課長 11月1日が島根県でいうと県の教育の組織などをきちんと定めた日であるので、おそらく国の指導などで他県も同じではないかと思うが、今情報を持っていない。

○大野学校企画課長 調べた限り、11月1日で設定しているところはかなり多い。東京、埼玉、岡山、滋賀など、いずれも11月1日を教育の日と定めており、国の方の動きと連

動して、各都道府県で条例で定められていると理解している。

○朋澤委員 前回の教育委員会会議のときに、学力検査の結果等で島根県や全国の状況が分かるようなデータを見せていただいた。それは全国的なデータであったことから、国で教育の日を定めて、学校教育だけではなく、学校、家庭、地域、行政が一体となるための指針にするというか、国全体として、教育の日について、そういうところに視点を置いているものなのかどうかというのが知りたかった。全国的なものなのかどうかということを知ったうえで、島根県なら島根県の教育の特色という視点で考えることができればと思い、お尋ねした。

○林委員 3のところ、今年度の県教育委員会の取組ということで御説明いただいたが、このICT活用の動画というのは、県立学校と市町村教育委員会以外では見ることはできないか。

○小畑総務課長 今、想定をしているのが、長さでいうと10分から15分くらいのものを制作することとしている。YouTube やSNSなど、フリーで動画を配信することもできるが、授業風景など肖像権との関係もあり、また、確実にしっかり見ていただく方法として、今回はDVDによる配布という手段を取ったところである。利用という面でいうと、しっかり周知をし、理解がすすむよう活用していくことが重要で、教育の日以外でも活用していきたいと考えている。そこそこの量を作るので、関係者・関係機関にはもちろん配った上で、その先でさらにどこに配るか考えたいというところである。県立学校や市町村教育委員会だけでなく、教育委員はお配りする対象であり、見ていただけている。

○林委員 昨年度から、感染対策ということで、「しまね教育ウイーク」に関していろいろ制約はあるが、冒頭の「しまね教育の日」自体が、県民総参加で教育に関わっていくべきと書いてあり、その中で県教委の取組として広く見ていただくような形がいいと思うので、またその点を御配慮いただければと思う。

○河上委員 先ほどの意見の追加であるが、私たちもぜひこの動画を見せたいが、そういった機会を作っていただけるか。

○小畑総務課長 教育委員はお配りする対象にはもちろん入っているが、あと見ていただく形として、たとえば委員の皆さんでまとまって見ていただく機会を設けるとか、そのあたりは配りながら、あるいは制作した段階で、調整していきたいと思う

———原案のとおり了承

報告第41号 障がい者雇用の状況について（総務課）

○小畑総務課長 5ページをお願いする。1. 制度概要のとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には、障がい者の雇用が義務づけられている。教育委員会にもその義務がある。その状況を表す障がい者雇用率については、教育委員会のほか、知事部局、病院局、警察本部など、任命権者ごとに毎年6月1日現在の状況を国へ報告することとなっており、今年度も先般報告をしたところである。本日は、その内容について御報告をする。

2. 教育委員会における障がい者雇用率の状況のとおり、太枠で囲った部分が令和3年6月分として報告した数値である。表は上から令和元年度、2年度、3年度となっており、増減の欄は、今年度と昨年度との差を記載している。その増減の欄を見ていただくとお分かりのように、障がい者の数は2.5人の増、実雇用率も2.35%から2.39%へ改善したものの、一番右の欄の法定雇用率2.5%に対しては下回る結果となった。不足数は、法定雇用率の引き上げの影響もあって7人となり、昨年度より不足数が4.5人のプラスとなっている。教育委員会では、令和元年度までは法定雇用率を上回る形で推移してきたが、令和2年度、3年度と続けて法定雇用率を下回る結果となった。その主な要因だが、表の下の※印のとおり、1つ目、令和2年度報告から、算定の基礎となる職員数について、国から新たな算定方法が示され、それにより、それまで含めなくてもよいとされていた常勤講師や非常勤講師等を職員数に含めることになり、分母の数が相当数増えたこと。それから2つ目、令和3年3月に、国において法定雇用率が2.4%から2.5%へ引き上げられ、不足数の拡大を招いていることなどがある。

そうした現状に対しては、3. 採用試験の実施状況のとおり、障がい者を対象とした採用試験の実施、随時の会計年度任用職員の募集に取り組むことや、4. 今後の取組等のとおり、他部局と連携して障がいのある職員に担ってもらふ職務の選定や創出、作業の集約化などを引き続き検討し、対応していきたいと考えている。

○池田委員 3. 採用試験の実施状況の中に、10月以降、随時、障がい者を対象とした県会計年度任用職員（ワークセンター勤務）とあるが、ワークセンターというのはどんな役割をしているのか。

○小畑総務課長 ワークセンターと名の付くものは、各特別支援学校12校と総務課などに設けており、作業の内容としては、本庁の例でいうと、各所属から発注を受けて行う事務

補助業務、たとえば書類の封筒詰め、郵便物の仕分けや発送、パソコンを使った文書作成、集計作業などの業務をしていただいている。

○池田委員 隠岐のある事業所で、中心部から離れたところであるが、そこで募集があった際、障がいを持った方が通勤手段がなく、結局採用されなかったという例がある。障がい者を取り巻く状況は様々あると思うが、そのあたりも配慮していかないと、障がいを持った方々が力を発揮して働いていける状況になかなかないのではないかと思う。配慮できるところは、配慮が必要かと思う。

○小畑総務課長 今回の報告は、数字が達成しなかったところからのアプローチであるが、先ほど池田委員がおっしゃっていただいたとおり、採用する際、あるいは、採用した後においては、その環境や条件などきちんと丁寧に整えてあげないと、そこに仕事として定着すること自体が難しい。そういうところはきちんと考えながら、障がいの特性に合った仕事であるとか、環境を丁寧に用意していかねばいけないと思っている。人の募集については、ワークセンターのことを先ほどご質問いただいたが、正規職員である教員や実習助手、学校事務職員についても障がい者枠の採用は行っているので、やはり行ううえでは、こちらも事業主としての責任を果たすべく、そういう立場で環境を整えたいとは思っている。先ほどお話しいただいたようなことについても、問題があれば考えていかなければいけない。そうした環境のことなどを常に考えながら、障がいのある皆さんが働ける場を作っているところである。

○池田委員 県内の教育機関の中で、ここは頑張って障がいを持っている皆さんも働いていらっしゃるといふようなところはどこかあるか。

○妹尾特別支援教育課長 特別支援学校のワークセンターの状況をお知らせする。平成26年度から、1年間で3校ずつ、4年間で県内12校全校にワークセンターを設置しており、会計年度任用職員として定員3名、そこに支援員が1名ついていろいろ指導を行うという体制で行っている。最近調べた結果だが、9月24日現在、12校で31名、会計年度任用職員として特別支援学校の卒業生等を雇用しているところである。定員充足率としては86%である。31名のうちの3割弱が特別支援学校の卒業生となっている。以上が特別支援学校のワークセンターの現状である。

○池田委員 支援員とおっしゃったが、支援員というのはどういった方がやられるのか。

○妹尾特別支援教育課長 支援員については、様々な仕事を退職された方や地域の方、中には学校に勤務した経験もある方などが、これも会計年度任用職員として雇用されている。

○池田委員 特に、福祉関係の方というわけではないか。

○小畑総務課長 補足をさせていただく。様々というのはそのとおりだが、現状の割合では、福祉施設等を経験された方が結果として一番多い。その他、県を退職した方や、民間企業を経験された方などである。池田委員が言われたのは、そういうことを採用の条件にしないのかという意味の御質問かもしれないが、県教委としては、何か資格を求めるといったことはなく、支援員として熱意と実績を持ってやっていただける方を採用しており、その結果、その前職が今お話ししたような状況であるということだ。

○池田委員 県内で障がいを持った方々が頑張っておられるところについてはどうか。

○小畑総務課長 先ほどは特別支援学校について紹介させていただいたが、民間などで組織立ってやっておられるところもあるかと思う。今のところ県や学校の情報しか持っていないので、調べさせてほしい。

○池田委員 できればそういうところの視察などをさせてもらえるとよい。

○朋澤委員 採用試験を受けて、障がい者がそこに採用された場合の定着の状況、逆に言えば離職の状況はどうか。会計年度任用職員については1年単位だと思うが、他の就職された方などは続けておられるか。

○小畑総務課長 先ほど触れた特別支援学校などで働いていただく障がい者の方については、そもそも次へのステップアップとして、たとえば県職員の試験を受ける、民間に向かうなど、先に向けてきちんと働けるようにというステップアップを主眼に置いて働いていただいているというところがある。その前提に立って、退職された方はいらっしゃるが、先ほど言ったステップアップ、いわゆる一般就労につながって辞められた方が半分以上ぐらいいで、県職員や役場、病院など、そういうところに就労されるということで退職されている。ただ、そういうことではなく、自己都合で辞められた方もおられる。

○朋澤委員 障がい者の方が、自分の人生を確立されるために1人で生きていくというか、自分の生活を確立されるというのが、いわば最終的な障がい者の採用であると思うので、そういうステップアップに繋がるのであれば、このように支援員とともに採用される機関があるということはあるがありがたいことだと思う。

○小畑総務課長 これは国も推奨しているが、就労パスポートというものを活用して、支援員とともに、働く上でのアピールポイントや、将来的なキャリアイメージを共有しながら働くということを心がけており、今後も本人の将来につながるよう取り組んでいきたい。

○真田委員 法定雇用率というのが2.4%とか2.5%とかあるが、これはやはり法律で定められているので達成しなければならないものなのか、それとも努力義務のようなものなのか。また、実雇用率が2.39%ということだが、全国的な水準から見てほしいどのあたりになるのか。

○小畑総務課長 まず、最初の御質問については、やはりそれは達成しなければならない義務ということであり、先ほど令和2年度、3年度と連続で下回ったという言い方をしましたが、令和2年6月の報告で下回ったときに、国から達成に向けた計画を出すよう言われており、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの2カ年を計画期間とする採用計画を作成している。計画では、令和4年12月31日に法定雇用率を達成するということになっているので、今年6月の報告においても、国としてはそうした計画の進捗も含めて見ているという、そういう関係性がある。また、全国的な状況ということについて、直接的な答えではないかもしれないが、他県も含めた全国的な法定雇用率の達成状況などを、直近では今年1月に厚労省が公表している。令和2年の障がい者雇用状況の集計結果となるが、都道府県教育委員会については、全国47のうち15で達成している。

———原案のとおり了承

報告第42号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 6の1ページをお願いします。今回、御報告するコロナ対応については、大きく2点ある。

まず、1. 県立学校における感染症対策の強化徹底である。（1）ガイドラインで示す感染症対策の追加等について、文部科学省から示されている衛生管理マニュアルに基づき作成、改訂してきている「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」に関して、現行のガイドラインを基本としながらも、全国的な感染の急拡大や若者への感染の広がり、家庭内感染の増加などその当時の感染状況を踏まえ、ガイドラインの内容を一部変更・追加したものである。変更・追加した主な内容は資料のとおりである。

（2）部活動における感染症対策の強化については、同じく若者への感染の広がりなど、当時の感染状況を踏まえて、県立学校の部活動について厳しい対応を求めたものである。なお、9月27日の県対策本部会議にて感染状況のステージが3相当から2相当と判断されたことを受け、資料に記載した強化策については、土日祝日を含む週2日以上、休養日の設定は週1日以上へ、活動時間平日90分以内・土日祝120分以内は平日3時間以内・土日

祝日4時間以内へ、練習試合や合同練習、合宿、自主練習の禁止は全て実施可へ、それぞれ9月30日をもって強化前の基準に戻している。10月1日以降においても県立学校運営ガイドラインなどに基づき、引き続き感染症対策を徹底していく。

2. 新型コロナウイルス感染症対策調整費による対応である。この予算は、総務部財政課で措置され、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急的に対応が必要な支出に充てるものとなっている。この予算で調整した対策について御説明する。(1) 部活動における全国大会等への参加に係る支援である。部活動において、各種団体が主催する全国大会などから帰県する生徒及び引率教職員を対象として、県費によるPCR検査を実施したものである。検査の対象には、県立学校以外に市町村立学校、私立学校も含んでいた。実施期間は9月末までとしており、既に終了しているが、執行見込額は700万円余である。

(2) 県立学校の寄宿舎生における県外での受験に係る支援である。県立学校の寄宿舎生が県外で就職や進学のための受験をした場合に、県外から帰寮する際に県費によるPCR検査を実施するものである。対象を寄宿舎生に限定しているが、自宅から通学する生徒は、各家庭で健康観察を行うなど、自宅待機することで生徒同士の感染拡大を防ぐことができる一方で、寄宿舎生は寮内で生徒同士の接触を回避することが難しく、その結果、感染が拡大するリスクが高いことが対象を限定した理由である。なお、実施期間は9月16日から当分の間、検査は任意とし、希望する者を対象に行う。執行見込額は1,500万円余である。6の2ページをお願いする。(3) 教育センター相談体制の拡充である。新型コロナの感染拡大等に伴う環境の変化など、児童生徒、保護者の不安・悩みなどの相談や問い合わせが増加し、現状の相談対応では相談時間の確保が難しく、十分に対応しきれていない状況にある。その対応策として、教育センター相談員4名の配置日数を拡充するものである。執行見込額は100万円余である。(4) 特別支援学校における冷房設備の整備である。新型コロナの感染症対策として、分散授業など十分な距離を確保した学習環境の実現のため、体温調整が困難な児童生徒が多く在籍する松江清心養護学校、江津清和養護学校、松江緑が丘養護学校の3校の体育館に冷房設備を整備するものである。執行見込額は3,400万円余である。(5) 特別支援学校スクールバスの整備である。現在、通学支援等の密回避として小型バス等を借り上げて分散乗車している。新型コロナ感染症の収束の見通しが立たないことや障がいの特性で突発的な行動をとる児童生徒がいるため、より十分な車内スペースの確保が必要であることなどから、各学校のバスの保有状況や運用も考えた上で増車するものである。執行見込額は9,000万円余である。(6) 特別支援教育に係る学校の感

染症対策である。大きく2点ある。1点目は、県立高校の通級執務室の確保である。外部との接触が多い通級担当教員の執務室を確保し、職員室の分散を図るものである。2点目は、特別支援学校の教室内のスペース確保である。クールダウンスペースの確保や器具等の配置により、教室内が手狭となり、密となるケースが生じているため、教材や備品の保管庫を整備し、教室内のスペースを確保することで密回避を図るものである。執行見込額は、2点合計で1,400万円である。今回御報告したコロナ調整費による執行見込額は、6項目合計で1億6,300万円余である。

○真田委員 2の(5)、特別支援学校スクールバス整備について、非常に大切なものだと思うが、スクールバスの納車はいつ頃になるか。

○妹尾特別支援教育課長 今回整備分の納車は、今年度内の見込みである。

○池田委員 部活動に係るPCR検査について、9月末までという説明であった。緊急事態宣言が解除されたためであろうが、全国大会等へはこれからたくさん出て行くことが考えられる。知事からも慎重な行動を求める発言もあり、PCR検査を県費で継続したほうがいいのではないかと思うがいかがか。

○舟木保健体育課長 このたびのPCR検査の公費負担であるが、8月の中旬ぐらいに、県内・県外において新型コロナウイルス感染症が急拡大してきた状況があり、ちょうどその頃、北信越で行われていたインターハイや、県外で行われていたその他全国大会があり、生徒や引率の教員がたくさん県外へ出ている。そういった生徒、教員が帰ってきてから、島根県内でクラスターなどが発生してもいけないということから、当時の医療提供体制の逼迫が懸念されている状況もあり、検査の公費対応を行った。あくまで緊急かつ例外的な対応として行ったものである。先ほど総務課長から説明があったとおり、ステージが変わってきたこと、県内外の状況等が変わってきたことから、このたびの緊急かつ例外的な対応も9月30日までということにしたものである。今後、そういった状況にまたなった場合、そのときの医療提供体制の状況などを総合的に判断して、県教育委員会として何ができるのかということ、その時点で検討していきたいと思っている。

○池田委員 ワクチン接種について、12歳から18歳までだと県内ではどれくらいの皆さんが打たれているのか。

○舟木保健体育課長 正確には把握していないが、健康福祉部の方といろいろな情報交換している中では、県全体で半分にくいかいかないかというところであると聞いている。

○池田委員 12歳以上か。

○舟木保健体育課長 あくまでも10代というくくりである。

○池田委員、だいたい7割程度の接種で集団免疫が獲得されると聞いたが、まだやっておられるということか。隠岐はもう10月24日で終わると聞いている。

○舟木保健体育課長 市町村の計画に沿って実施していると思うが、済んでおられるところもまだまだというところも市町村によってはある。

○野津教育長 このあたりは今頃。市町村単位なので人数の少ないところは早い。

○河上委員 先ほどのワクチン接種についてであるが、若い世代の県立高等学校の教員について、市町村によってかなり差が出ているので一概に言えないが、出雲市の方は接種が大変遅れており、20代、30代、40代の教員でもまだ受けられていないというような状況を実際耳にした。特に高3の受験生などに関わる担任の先生は非常に心配されており、教職員の優先接種について、市町村によってはされているとか、他県でも県立高校の先生が優先接種の対象になっているというような状況も聞いているが、県内での対応はいかがか。

○舟木保健体育課長 私の方で把握している情報としては、夏休みを利用して高校生を中心に松江市などで学校接種を進めておられ、その時に教職員というくくりもあったかと思う。市町村の中で、職域として教職員だけ優先的な接種を進めているかという点、なかなかそういうところは少ないと思っている。

○河上委員 ぜひ御配慮をお願いしたいと思う。

○朋澤委員 2に新型コロナウイルス感染症対策調整費とあるが、この対策調整費というのは、県のお金であって、国から何か支援があるお金ではないか。

○小畑総務課長 財源は、国からきた臨時的なコロナ対応用の交付金を充てており、それが100%である。

○朋澤委員 100%国からの支援金ということか。島根県として執行見込額が資料に出ているが、その上限はないか。

○小畑総務課長 財政課での整理として、コロナ対策が必要な分野というのが様々あり、教育委員会としては、今回御報告しているもののほか、それ以前に御報告しているものも同じコロナ調整費でやってきている。健康福祉部や商工労働部など、様々な分野で同じこのコロナ調整費を使った対応をしているので、上限という意味では、今財政課に措置されている予算、交付金を見据えた予算が計上されているが、そこが上限となる。その上で、必要なものを財政当局に要求して、財源の見込みが立ったら個々に承認いただいているというような状況である。そのため、上限は予算の枠内ということであり、そこまでは教委

で必要と思うものであれば要求していきたいと考えている。

○朋澤委員 コロナの状況も全国的に変わりつつあり、対応もこれから変わってくるのかなと思う。どれくらい対応していただけるものかと思い、お尋ねした。

○真田委員 2. 新型コロナウイルス感染症対策調整費による対応の、(1) 部活動における全国大会等への参加に係る支援と、(2) の寄宿舎生については、結局両方とも、コロナ感染でクラスターが発生しないようにということで、県が検査費用を補助するということだと思うが、たとえば寄宿舎生でない生徒が県外就職試験や受験に行った場合には個人負担で、寄宿舎生については県費でというのはなぜか。

○大野学校企画課長 まず前提として、学校における感染症対策は徹底されているので、学校内で感染が広がるリスクはかなり低くなっていると思う。一方で寄宿舎では生活を共にするので、どうしても生徒同士での感染が広がるリスクがあることは避けられないことから、より重点的に安全・安心を確保するために、プラスアルファで検査を行うという考えである。自宅においては生徒同士での感染が広がるということはなく、家庭の中での感染症対策を徹底していただければクラスターのようなことは起こらないだろうということで、寄宿舎生かどうかで仕分けをしている。ここに詳細は書いていないが、寄宿舎生以外にも共同で下宿をされているようなところがあり、そういう複数の生徒が一緒に生活されている場合には、この制度、この検査の枠組みの中で対象にするということを運用としては行っている。生徒同士での感染が広がり得るところは、この枠組みでカバーしているところである。

○真田委員 部活動では、同じような生徒が集まって、同じようなことをやるようになってくるのではないかと思うが、そのときに(1)と(2)の区別をうまく理解してもらえるかどうか難しいのではないかと思う。たとえば全国大会に行くと、同じ宿屋で生活し、移動するが、そこでクラスターが発生する可能性もあるというような場合に、今課長の方から説明はあったが、その区別についてどういう具合に説明ができるのかということである。既に9月30日で終わっているが、たとえば全国大会に行って戻ってきたときに、こんなことがあってはいけませんが、生徒がコロナにかかって、この部活動に関わる人たちが皆PCR検査をしたときに、それも県費で補助してあげるといふわけにはいかないかという気がしているがどうか。あくまでも個人で、それぞれの御家庭で検査していただくということになるのか。

○小畑総務課長 先ほどの件であるが、両方について、全国という点、県外という点で

は共通している。また、先ほど保健体育課長が言ったが、緊急的・例外的というところも、両方に共通している点である。先ほど学校企画課長が触れたが、公費を使うにあたっては、大前提として、各自の自己負担による感染症対策の徹底がまずあるわけである。それは家庭の中でやっていただくもので、そこに児童生徒も入っている。そういう前提がある中で、公費を投じてまで対策を打つかというところを、先ほどのような考えでやっていくということで、緊急的・例外的という観点で判断をしている。今のところは、これ以外のところは、先ほどの大前提にあたるそれぞれの感染症対策というところをお願いをしていくということになる。

○大野学校企画課長 必ずしも明確な違いとは言えないかもしれないが、(1)の部活動はそれぞれの生徒の希望によって行われる任意のものである一方で、(2)は進学・就職活動という、およそ全ての生徒に必要な活動であるので、(2)については幅広く寄宿舎生であれば対象にしようという考え方で、仕組みを設けたところである。プラスアルファの措置であるため、ある程度活動の性質の違いも加味しながら、感染拡大リスクがどの程度あるか、また、県費を使うということが適切かという観点で、総合的に判断した結果であり、少し対応がずれている部分もあるが、全体としてはそういう考え方である。

———原案のとおり了承

報告第43号 令和4年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について(学校企画課)

○大野学校企画課長 資料7の1ページをお願いします。令和4年度に向けた教員採用試験の2次試験の結果について報告をする。2次試験は8月16日から23日までの間、小論文、面接、実技試験などを行っている。その結果を踏まえて選考を行い、先日10月6日に受験者への結果の通知、公表を行っている。今日は事後報告となるが、全体の概要について報告する。

まず(1)では、表の形で採用予定者数、受験者数、名簿登載者数、倍率を整理している。まず、一番下の合計の欄を御覧いただきたい。今回の試験では採用予定者を282人程度と設定している。これに対し、1次試験を含めた全体の受験者数が906名、そのうち1次試験に合格し、2次試験を受験された方が656名、そのうち最終的な2次試験に合格され、名簿登載された方が302名となっている。282人程度の採用予定に対して20名多めに名簿登載を行っている。これは他県との併願などで、一定の辞退者が出ることを見込

んで、確実に282人程度の採用を確保したいという趣旨によるものである。全受験者から見た名簿登載者の倍率が3.0倍となっている。昨年度は、この数値は3.7倍であったので、少し倍率が低下したという形になっている。次に内訳を簡単に御紹介する。まず、小学校が135人程度の採用予定に対して最終的な名簿登載者が156名、倍率は1.7倍である。中学校は70人程度の採用予定に対して名簿登載者が78名、倍率は3.1倍である。高校は38人程度の採用予定に対して名簿登載者が32名、倍率が8.2倍である。特別支援学校は25人程度の採用予定に対して名簿登載者が21名、倍率は2.0倍である。養護教諭は10人程度の採用予定に対して名簿登載者が14名、倍率が5.5倍、栄養教諭は1人程度の採用予定に対して、名簿登載者が1名、倍率は16.0倍である。以上が全体の数字である。

裏面の(2)島根独自の特色ある採用について、今、説明した全体の数字の内数として、これに該当するものを抜き出して整理している。このうち①から⑤までがいわゆる特別枠としての採用である。①が小学校の算数・理科分野で高い専門性を持つ方、こちらは10人程度の採用予定に対して最終的に8名の名簿登載を行った。②小学校英語教育のリーダー的役割を担う教員、これは今年度から新規で設けた採用区分であるが、8人程度の採用予定に対して5名の名簿登載を行った。③の中学校の特別支援教育担当については若干名の採用予定のところ、最終的に2名の名簿登載を行った。④の石見・隠岐地域限定採用については、小学校、中学校、高校それぞれ14名、9名、2名、合計で25名の名簿登載を行った。⑤障がいのある方を対象とした選考については今年度最終的な名簿登載に至った方はおられなかった。⑥から⑩までは、一定の要件に該当する方への1次試験の免除についての特例である。個別の紹介は割愛するが、受験者、名簿登載者はこちらに記載のとおりである。⑩、⑪については、今年度から新規で設けた特例であるが、対象となる受験者で名簿登載に至った方も一定程度おられるという状況であった。以上が全体の概略であり、先ほど申し上げたとおり10月6日水曜日付けで、結果の通知、公表を既に終えている。今年度は、志願者が減少し、倍率も低下しているという状況にある。数年前から教員不足が深刻な状況にあり、総合的に対策を講じる中で、教育採用試験のあり方についても、来年度に向けてより多くの方に受験をしていただけるような見直しの検討を進めている。また、その状況も然るべきタイミングで報告し、意見をいただければと思っている。

○池田委員 小学校の採用倍率が、2人に1人よりも多いということになるが、この状況がどれくらい続いているか。3倍を切ったら質が問われるというふうな話も聞いてい

るが。

○大野学校企画課長 小学校の倍率については、近年、2倍台で推移してきており、2倍を切って1.7倍となったのは今回初めてである。これまでも小学校はある程度厳しかったが、今年度特に、厳しい状況がより明らかになったということだと思っている。

○池田委員 先ほど言われたように、優秀な方にたくさん受験していただくような方法を早急に検討いただければと思う。

○朋澤委員 7の2ページの⑧、今年度、県内公立学校の講師等として勤務し、かつ昨年度第2次試験を受験した者への特例のところ、第1次試験を合格し、その年度講師をしていたら、今年度1次試験一部免除であって、また2次試験が今年度不合格で、来年度も公立高校の講師をしていたら、1次試験なしで2次試験だけでよろしいのか。

○大野学校企画課長 ⑧の特例は1次試験の一部免除としており、1次試験のうち、一般教養と教職教養を免除し、専門教養については受けていただくという枠組みである。ここでチャレンジして2次試験に進んでまた不合格となった場合は、翌年度も、専門教養は1次試験で受けていただき、その上で2次に進んでいただくというのがこれまでのやり方である。ただ、そこも含めて来年度の試験のあり方をどうしていくかというのは、全体としてこれから検討していきたいと思っている。できる限り現場で力を発揮されている講師の方が試験に向かいやすくなるような形での配慮をしていきたいという思いはある。

○朋澤委員 現場の講師の先生は頑張っておられ、一生懸命真摯に学校教育に対応してくださっている姿は、地域としてはとても伝わってくるものがある。採用試験を諦めず、受け続けられるためのモチベーションとしては、大変ありがたいと思っている。

———原案のとおり了承

報告第44号 令和4年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について（教育指導課）

○中村地域教育推進室長 資料の8の1ページをお願いします。1. 進路希望状況等の表は、生徒の進学と就職について、コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度、コロナウイルス感染症の拡大後の令和2年度、そして今の令和3年度の現況という形で記載させていただいている。なお、こちらの数字は、県立、市立、私立全ての全日制と定時制の合計数であるので、その点御注意いただきたい。令和3年8月現在の進路希望としては、表にあるとおり、生徒数5,607名に対して、進学希望が4,428名で全体の79%、就職希望が1,161名で

全体の21%、そして未定が18名という状況になっている。上のほうのポツに記載しているとおり、前年の同期と比較して、進学が2ポイントの増、就職が2ポイントの減となっている。また、令和元年度との比較であるが、令和元年度から、進学が4ポイントの増、就職が4ポイントの減となっており、コロナウイルス感染症の影響で企業の業績に先行き不透明感がある中で、進学志向が進んだのではないかというふうに分している。また、2つ目のポツであるが、就職における県内と県外の割合というのは横ばいとなっており、県内就職の希望は78%という状況になっている。参考までに、下の方に、求人状況について、島根労働局が7月末時点で発表したものを掲載している。まず上の方、産業別であるが、表の一番右側、対前年度で求人状況が209名の増となっており、令和元年度との比較では301名の減となっている。内容としては、医療・福祉分野以外は増加傾向となっているが、建設業以外の分野では令和元年度の水準にはまだまだ届いていないという状況になっている。また、下の地区別の状況であるが、前年度との比較において、全ての地区で求人状況が増加となっている。ただ、令和元年度との比較では、東部地区で求人の回復にはまだまだ至っていないという状況である。

8の2ページをお願いします。ここでは就職をメインに説明をさせていただく。就職に係るスケジュールのところである。昨年度は、コロナウイルス感染症の関係で、従来のスケジュールから約1ヶ月程度遅くなっていたが、本年度については例年どおりのスケジュールに戻っている。6月1日以降のハローワークの求人受理開始、7月1日以降の企業から学校への求人票送付といったところを皮切りとして、各学校で様々な進路説明会、三者面談を受けて、9月5日に学校から企業への推薦開始という形になっている。この推薦開始が昨年度は10月5日であった。また、9月16日以降、各企業における採用選考開始、内定の開始となっているが、これは昨年度は10月16日であり、丸々1ヶ月遅かったという状況である。

3. 学校の状況である。記載しているとおり、先ほど説明した求人数というのは軒並み回復をしているが、製造、宿泊・飲食業等がまだまだ回復しきっていないという状況であるので、生徒の希望が進路にマッチせず、進路決定までに時間を要しているという状況が続いていると、現場の先生方からの聞き取りでは報告が上がっている。

4. これまでの就職支援の取組等の状況は、昨年度と同様に求人の掘り起こしや経済団体への要請活動等を行っているが、最後のポツにあるとおり、本年度は、面接時等に不適切な選考が行われぬよう、企業への注意喚起を行っている。具体的に申し上げますと、こ

これは実際に起こった話で、企業面接の際に、あなたはワクチン接種をしましたかというような質問があるようだ。当然これは本人の能力等とは全く関係のない質問になるので、そういうことが起こらないよう、各企業に対して注意喚起等を行うとともに、労働局、商工労働部、教育委員会がしっかりと連携をとって対応しているという状況である。

○真田委員 今年度、進学希望者が約79%ということで非常に高いが、これの内訳は分かるか。

○中村地域教育推進室長 進学に関してはこれから志望がでてくるので、現時点では内訳の数字は出ていない。あくまでも進学か就職かで、就職の方は県内・県外、いろいろ具体名が出ているが、進学の方はまだこれからということになっている。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

承認第6号 県立学校事務職員（管理職）の人事異動について（総務課）

———原案のとおり承認

報告第45号 令和3年秋の叙勲内示について（総務課）

———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 15時30分